

Title	朧月夜の尚侍就任による今上妃との兼帯について : 賢木巻段章の新視座として
Author(s)	山中, 和也
Citation	詞林. 1988, 3, p. 14-27
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67250
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

隴月夜の尚侍就任による今上妃との兼帯について

—賢木巻段章の新視座として—

山中和也

序

賢木巻は源氏の野々宮行きの際に引き続いて、桐壺院崩御前後の種々の記事を書き載せるが、右大臣女御匣殿の尚侍就任もそのひとつである。

御匣曾殿は、二月に内侍のかみになり給ひぬ。院の御思ひに、やがて尼になり給へる、かはりなりけり。やむ事なく、もてなして、人がらも、いと、よくおはすれば、あまた参り集まり給ふなかにも、すぐれて時めき給ふ。きさきは、里がちにおはしまいで、まるり給ふ時の御局には、梅壺をしたれば、弘徽殿には、かんの君、住み給ふ。登華殿の、むもれたりつるに、はれ、しうなりて、女房なども、數知らず集ひ参りて、今めかしう、花やぎ給へど、御心のうちは、思ひのほかなりし事どもを、忘れがたく、嘆き給ふ。(一一三七九)

(注一)

これは一見、単なる事実の羅列に過ぎないように思われる

が、物語世界や史実の後宮史を背景にして視点を構えると、忽せに出来ない問題点を含んでいる事が分かる。尚侍は「後宮職員令」に明記されている通り(注二)、本来内裏に仕える内侍司の一等女官の職名でありながら、平安中期以降、閨闈による権力に執着する貴族政治家達の手でその定義が少しずつ拡張されて、後宮に列する史例が見え始める。やや時代は下るが、『禁秘御抄』(注三)の「是大略可准更衣等」、二条良基が著した『百寮訓要抄』(注四)の「執柄の女などはに任ず。女御。更衣。同程の事也」といった把握は、大多数の皇妃でない尚侍を無視して、尚侍が帯びた皇妃の性格に注目している程である。

政治的な要請とともに推移した尚侍という官職の流動の相を見つめ、それを物語内の尚侍達(隴月夜、玉鬘)と関連させて考察された後藤祥子氏の「尚侍攷」(注五)は非常にすぐれた研究であり、その功績は大きい。唯、私は尚侍をめぐる氏の考察方法において、「最終的に天皇位を通過した人」、

即ち上皇、天皇、東宮の御寝に奉仕した尚侍が「皇妃的尚侍」という名の下に一括されているところに、かろうじて反駁の余地を認めるのである。例えば、後藤氏は右大臣が、朧月夜を源氏の正室に、という譲歩の案を源氏に拒まれて、「東宮妃に傾いていたのである」と述べておられるが、これは葵巻の記事であって、朱雀帝に入内するなら今上妃となる筈である。

後宮にまつわる諸氏の研究の多くが「皇妃」が上皇妃、今上妃、東宮妃のいずれにあたるのかに無頓着過ぎた嫌いがあるが、この細分化を軽視しては物語世界の尚侍像を史実の中に投影する事は危険であるとさえ言える。尚侍が原則的に天皇付きの高級女官である以上、どの後宮に列するかで皇妃的尚侍の位相は随分と違ったものになるからである。また、歴史上、夫帝の讓位後に任じられた尚侍として百済王慶明、師輔女登子、惣子らを、東宮妃となった尚侍として兼家女綏子、道長女妍子、威子、嬉子らを挙げる事が出来るが、尚侍が継続的に今上妃を兼ねた確かな史例は見つからないのである。

そこで、本稿では朧月夜尚侍が今上妃を兼帯した事実と眼を留めて、彼女の位相の設定の中に作者の構想なり意識なりを読み取る事をめざす。前例のない尚侍の型を選び取った物語の必然性がその過程で浮びあがってくる筈である。

一 尚侍就任にいたる経緯

それでは、「尚侍致」の表現を逐次鑑みながら、朧月夜の尚侍就任までの事情を本文の中に追ってみよう。

朧月夜が初めて登場するのは花宴巻であり、この巻の中で彼女に関する大略が明かされる。朧月夜は父右大臣が「春宮には、「卯月ばかり」と、おぼしきだめ」ていた東宮妃候補であった。入奥を二ヵ月後に控えている訳であるから、その準備もかなり進んでいた筈であるし、桐壺帝はじめ、東宮や公卿達の耳にも当然届いていたに違いない。外祖父として東宮に娘を嫁がせる右大臣の脳裏に、やがては女御とし、あわよくば皇后冊立という草稿が蓄えられていたと読むべきである。右大臣は先に、長女の弘徽殿女御の立后に失敗しており、女御がその条件をほぼ満たしてただけに、自家より后を出したいという悲願は一層烈しかったろうと思われる。それ故に、第六女の東宮参りには最も効果的かつ一般的な后へのレールを敷設しようとしたと見てよい。

しかし、実際には朧月夜は花宴から一年以上経過した葵巻でも弘徽殿女御が「参らせたまつらんことを、思し勵」む現状にあった。この場合の参内とは、朧月夜が既に御匣殿別当に任じられている事などから、女官としての出仕ではなく、名称はともあれ朱雀帝の燕寝に奉仕するかたちでの出仕を意味しよう。無論、朧月夜の参内が遅れたのは源氏との艶聞が

右大臣家内や、或いはそれ以上の範囲で伝えられ、箱口令では收拾しきれぬ程に広まった所為である。この遲滞を、入内計画そのものの難航とは見ず、右大臣の親心のように解釈される後藤氏の説にはやはり無理があると思われる。

後藤氏が臙月夜の御匣殿任官を葵巻の時点で「女御への準備工作」と捕らえておられるのは、引かれた二つの史例からして間違ひとは言えないが、必ずしも御匣殿の向こうに女御を認める事は適當ではない。御匣殿惣子は東宮妃であったし、一条天皇の御匣殿尊子の場合も、直ちに女御になれなかつたのは、彼女が故道兼の愛さない娘で、母の藤三位繁子が帝の乳母の勢力にまかせて強引に画策した入内であった所為と考えられ、ともに臙月夜の比較にはなりにくいからである。むしろ御匣殿が後宮に加わらない状況を考えるなら、当初から女御昇進を見越して御匣殿となった惣子や尊子より、御匣殿から尚侍に転じた貴子や灌子の例に眼を留めるべきであろう。臙月夜の入内は一旦挫折し、葵巻ではまだ遂げられていない。また、源氏との婚儀も、葵上の存命中は臙月夜が正室に納まれる確約もなく、具体的に話を切り出せる段階ではない。父右大臣としては、難しい選択を迫られていた訳であり、これをひとまず棚上げする意味での御匣殿着任ではなかったか。御匣殿別当を宮中の女性の昇進の通過点とするなら、そこを通過して女御となる皇妃のコースと尚侍に至って内裏女房の頂点に立つ道とのふたつが歴史上に敷かれており、臙月夜の場合、

合、コースの選択は未決ながら、東宮への入内を断念しなければならなくなった時と同じ右大臣家側の事情が解消されない限り、仮に朱雀帝の後宮に入ったとしても、正式な皇妃の道を進む事は極めて険しいのだという事実を確認しなければならぬ。

臙月夜の「尚侍」に関する後藤氏の理解の特徴のひとつは、尚侍から皇妃への可能性が三条天皇の東宮妃綏子へ到る尚侍の意義の変転の中に見つめられている事である。しかし、綏子にしろ道長の娘たちにしろ史上の皇妃候補の尚侍達は東宮妃であり、東宮の登位後は、夭折した綏子、嫡子を除き、速やかに女御へ遷っている（注六）。だから、今上妃的尚侍である臙月夜をこれらの史例と同等に扱う事は出来ない。権勢家が東宮に入内する娘に尚侍の官を与える背景には、東宮妃が原則的に女御に宣下されないという事実がある（注七）。東宮女御というのは文学作品や史書類に於いて、東宮後宮の有力な妃を便宜的に呼んだ呼称に過ぎないのである。東宮妃の尚侍が内侍司の実務に携わる事はありえないし、彼女らが女御になるのは官職のない女性が女御になると原理は同じである。しかし、今上妃の尚侍（史上にはいない）は女御に宣下されぬ何らかの疵を位相に抱えて、女御とは一線を画す事になる。皇妃候補の臙月夜が物語の要請する事情によって正式な皇妃に加わる資格を失い、女官達の最高到達点たる尚侍に就いた時、彼女は皇妃の称号を授かり得る範疇の人で

はなくなつたのである。だから職掌もなく、威儀を整える目的で尚侍となり、東宮の後宮に送り込まれた綏子の明るい可能性を臘月夜に適用する事は余り意味がない。

ところで、臘月夜がいつ皇妃の役割を帯びるようになったかは瞭然としない。源氏が臘月夜との縁組を黙殺してから臘月夜の尚侍就任まではおよそ二年あるので、その間に後宮入りを果たしたとも思えるし、尚侍となつてからの事であつたようにも読めるのである。但し、尚侍就任の直後に朱雀帝の寵愛や女房達の参集を伝える書き様、「例の御癖なれば、今しも、御心ざし、まさるべかめり」という源氏の惑溺の「今しも」の示唆、「かく本意の如くたてまつりながら、なほ、その憚りありて、うけぱりたる女御なども、いはせ侍らぬ」という右大臣の詞などを総合すると、任尚侍を待つての後宮入りであつた可能性が濃いように思われる。

以上が臘月夜の尚侍就任までのあらましである。確定出来ない箇所もあるが、大体これを前提として拙稿を進めて行きたい。

二 皇妃的尚侍と女御との比較

続いて、皇妃的尚侍と女御との相違点を多面的に凝視し、その中で臘月夜の位相を考えてみる事にしよう。

まず、最も端的に皇妃や女官をランクづける位階はどうであらうか。当初尚侍は従五位相当に定められていたが、大同二年の太政官奏で従三位相当となり、正三位相当の尚蔵に任じられる者が絶えてからは名実共に後宮女官の筆頭となつた。今、宇多朝から一条朝にかけての尚侍八人の最終の位階を追跡してみると、宇多天皇の養母であつた淑子が従一位に達したのを例外として、正二位二人、従二位四人、正三位一人となつている。また、彼女達の叙従三位は遅くとも尚侍就任後約一年の間に行われてゐる。御匣殿別当から尚侍になつた貴子や灌子の叙位を適用出来るなら、臘月夜は御匣殿時代従四位で、尚侍就任早々に従三位に昇つたと見てよいのではなからうか。

他方、女御は令に規定されない称号であり、相当位も瞭然としないが、多くの者は四位以下だつたようである。村上天皇崩御直後の康保四年七月、その女御達のうち、師尹女芳子は従四位下で卒し、代明親王女庄子女王は従四位上で出家した。また、花山天皇の寵を一身に受けた為光女の女御依子が亡くなつた時に追贈されたのは従四位上であつた。基経女温子、同稔子、師輔女安子らは立后の際既に三位以上であるが、女御であつた間に四位から進んだのであつたし、頼忠女遵子、道隆女定子は従四位で中宮に立っている。一条朝以前、女御で従二位というのは、東宮の生母に与えられる榮譽としての側面を持っていたと思われる（注八）。後に三位以上に達す

る事はあるが、全体として女御は最初四位、若しくは五位から出発する者が多く、道長女彰子が従三位を帯びて入内するのは稀有の例である。

女御と尚侍の位階の比較になる史実といえ、惣子が女御時代をついに正四位下で終え、任尚侍を待って従三位に到達している事が一応の目安になるであろう。また、一条天皇の女御、義子、元子、尊子と尚侍妍子（後に東宮妃）の位階の推移を調べてみると、元子は長保二年八月二十日従三位になったが、藤原行成は『権記』（注九）において、「右大臣息女、切々有被申也、本位正五位下、超越不次非常、又非常之事也」と驚きをあらわにしている。また、これは一条帝が「不思議之所致」と悔いられた処置であり、この後すぐに、父公季の懇願によって義子の叙従三位をも招来することとなった。尊子は寛弘元年の女叙位で従四位上に叙されている。一方、妍子は同年十二月に尚侍となり、十日後には「尚侍必可叙三位」（注十）として従三位を授けられた。翌二年の女叙位で同じ一条女御の元子や義子は正三位となるが、結局尊子は従三位に留まる。寛弘二年、元子と義子は従二位に昇るが、これは東宮生母でない女御の叙二位の初例であった。やがて、妍子が尊子とともに従二位に達するのは寛弘七年であるが、妍子はまだ東宮（三条）後宮に入ってさえない状況であった。そして、これは無位で女御宣下を受けて従四位下となり、後には皇后、中宮と並び立つことになる濟時女城子との対比

を鮮やかにしているのである。

総じて以上の資料は尚侍の位階が女御のそれと同等以上であり、劣る事は少なかった事を明示しており、物語世界の後宮もこれに準じて設定されていると見られる。大臣女が一人も参内していない賢木巻当時の朱雀帝の後宮で、従三位以上を帯びた臘月夜を凌ぐ位階を持つ女御がいたとは到底考えられないのである。

続いて処遇に触れなければならない。後宮の女性性は位階に準じた待遇を受ける事になるが、それとは別に皇妃と女官の間には歴然たる格差があった。例えば、「延喜式」中「中務式」の「後宮時服」の項には、女御の料として絹廿疋等を、「官人」の「五位已上」に絹一疋等を定めてある。「大膳式」における食品の月料も差が甚だしい。但し、後宮の服飾や食生活は各々の実家や後見が賄うのが中心なのであるから、臘月夜がこの点で屈辱を味わったとは思えない。また、儀式等での待遇について「延喜式」から拾うと、（注十一）

- ① 凡設座者、（中略）尚侍・女御錦草藝（後略）（掃部式）
- ② 命婦三位限兵衛陣、但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衛陣（雜式）
- ③ （前略）女御以上先著座、次尚侍以下四位以上、（後略）（中宮職式・同日受女官朝賀）
- ④ （前略）以東設女御已上座「用囊床子」、立孫王尚侍典侍

等床子「以下同用中床子」、(後略)(掃部寮式・同日賜女王祿)(「」内は割注)

等で、女御と尚侍が同じ部類に組み込まれている場合(①、②)と女御が尚侍より一段上位に位置づけられている場合(③、④)がある事が分かる。これらは容易には動かし難い決まり事であるが、そう頻繁に行われる儀礼ではない。

ところで、『河海抄』(注十二)は『村上天皇御記』を引いて延喜十三年正月十四日の踏歌後宴の順序を載せているが、当時の尚侍満子は女御穩子の次、女御和子の前に、その曹司飛香舎で参賀を受けている。これら種々の記事から、尚侍はほぼ女御と同程度の扱いに浴し、時として女官の社会的制約から女御の下位に甘んじる事があるとするのが穩当であろう。

平安中期以降、尚侍が実際に内侍所の庶務を担当する事は諸文献にはほとんど見えない。それらは伝奏等も含めて、典侍以下の女官が果たしたのである(注十三)。臘月夜の他に併任の尚侍がいたにせよ、いないにせよ、彼女はごく稀な公事等を除いて、皇妃の女性として終始し(注十四)、「あまた参り集まり給ふなかにも、すぐれて時めき給ふ」たと読むべきであろう。そこには、明石入道北の方がはからずも口にした通り、紛れようもない「みかどの御め」の位相が現れているのである。

ところで、賢木卷末尾、雷鳴の朝、臘月夜の許に通って

た源氏を目撃した右大臣が怒りにまかせて弘徽殿太后に報告するところがあるが、ここで二人が異口同音に臘月夜の尚侍就任を「あかず口惜し」、「いとほし」と嘆息する最大の理由は何処にあるのであろうか。確かに尚侍が女御に劣った処遇を受ける事はたまさかにあるが、二人の胸中にとらえられているのはそんな具体的な次元の不満ではなく、皇妃の正道を歩むべき臘月夜がともかくも皇妃のものでない職名で宮仕えしている現状への情緒的な物足りなさなのであろう。二人にしてみれば、臘月夜へ向けた父親として、姉としての情愛があり、同時に家門の期待があり、その思惑の重複する書写真があったのであり、臘月夜が女御、ひいては后への道を断たれてしまった不本意への苦々しさを吐露しているのである。

尚侍が将来に皇妃への見通しを持つ東宮妃を意味するようになる以前、皇子女を儲けた尚侍といえ、嵯峨天皇に侍して仁明朝に尚侍に任せられた百済王慶明まで遡らねばならない。慶明は嵯峨帝の殊寵を蒙って、一皇子一皇女を産んだが、二人は臣籍に下って源定、源善姫となった。しかし、定、善姫の賜姓は嵯峨朝の弘仁人間の事であり(注十五)、生母慶明は当時まだ尚侍ではないから、尚侍所生の皇子の親王宣下を考える際に参照出来る例ではない。作者は尚侍腹の皇子の顛末を一例も知らずに臘月夜を造型した事になるのである。

澤標卷冒頭、讓位を決意した朱雀帝が臘月夜に怨嗟を漏らす印象的な場面がある。

「などか、御子をだに、持給へるまじき。口惜しうもあるかな。「契(り)深き人のためには、今見出で給ひてむ」と思ふも、くちおしや。かぎりあれば、たゞ人にてぞ、見給はんかし」(二一〇二)

臣下である源氏の子を儲けたところで所詮は臣籍の子だよ、と皮肉を言う朱雀帝の心には、自分の子であれば歴とした皇族なのだという判断がある。朧月夜が皇妃でないからといって、その腹の子の親王宣下が困難であろうという予測はここにはない。思えば、「下臈の更衣腹」であった落葉宮すらが内親王に宣下されており、朧月夜の出自や後見からすればそれは当然の事かも知れない。即ち、もし、朧月夜が男皇子に恵まれておれば、それは親王となって立坊争いにも優勢に参加出来るであろう皇子であり、朱雀帝の嗣子を儲けるといふ朧月夜入内の主目的は、皇妃への可能性が閉ざされた後も依然機能している事を知っておく必要がある。

三 今上妃的尚侍と構想

朧月夜の尚侍就任は、東宮妃候補の異性交渉という極めてドラマティックな突発事件に導かれて現出したものである。

しかし、この帰結は史上類例を見ない軌跡を取ったのであり、入内前に純潔を喪った女性が尚侍となって燕寝に侍る事が定着した経緯であろう筈もない。それでは、こうした事情に見舞われた右大臣家としては、他に朧月夜を遇するどんな選択肢を与えられていたのであるか。これは自ずから作者自身の意図を掘り起こし、構想と密接につながってゆく問題である。

皇妃候補の恋愛事件といえば、やはり『伊勢物語』が載せる二条后高子と在原業平の伝承を彷彿しなければならない。高子の入内から作者の時代までは二百数十年の隔たりがあるので両者を短絡に関連づけるには問題があるが、朧月夜に類似の史実として鑑みるべき資料ではある。今、角田文衛氏の著作「藤原高子の生涯」(注十六)を見ると、氏は清和天皇元服の添臥しに、女御候補として摂政良房が養女にした姪の高子ではなく、良相の女多美子が上がった事実について、「この奇妙な出来事は、高子の側に遽かに入内出来ないような事情、端的に言えば、業平との派手な情事があった結果であると想定せねばならぬのである」とされており、これが現在の通説となっている。そこで、前掲論文を参照しつつ、朧月夜が尚侍就任以外に採り得た道を吟味してみる事にしよう。

平安時代、殊にその前半においては、一つの不文律として、正式に結婚したり、既に子を産んだりした婦人は、女御や更

衣に採られることはなかった。しかし婦人の処女性は、必ずしも入内の絶対不可欠の条件をなしてはいなかった。それで高子の場合も、過去の情事は、理窟の上では入内を妨げはしなかったが、しかしそれが皆人の噂するようではななはだロマンスであっただけに、入内を阻止する大きな力となつて働いたのである。

こうした角田氏の判断を基にすると、まず、入内計画の断念がひとつの可能性を担う事になりそうである。朧月夜が既婚者ではなく、ゆきずりの交歓が尾を引いた程度の関係ではあつても、相手が宮廷の寵児たる源氏であつてみれば、艶聞の伝播も速く、右大臣にとってはそのような娘を物見高い宮中へ差し出すのは相当の恥辱であつたに違いない。処女性の尊厳が比較的薄いとは言え、女御、そして后という階梯を望まれた朧月夜に処女性が要求されぬ道理もない。また、右大臣家にはもう一人の持ち駒、孫女麗景殿があるから、朧月夜に固執する政治的必然性はいまひとつ浅い。たとえ、源氏が紫上に憚つて婚儀を承諾しないにせよ、後宮へ納れるのでさえなければ、将来有望な若公達に嫁がせる事は難しくない筈である。従つて、入内の中止は朧月夜の処し方として充分有効だったのである。それをくつがえして屈折したかたちの参内を具現させたのは、源氏の拒絶というより、むしろ感情的になつてゐる母后弘徽殿の執着心であろう。

もうひとつ可能な打開策と思えるのは、敢えて朧月夜を正式な皇妃として女御宣下させる事である。これには無論、政治背景が重要な鍵となる。角田氏は、

当時の『太政官符』の類を見れば明白なように、左大臣の源信は名のみで、実際の政治は、良房の監督下ではあつても、右大臣・良相を主として施行されていた。それ故、良房としても、良相が難色を示すかぎり高子の入内を敢行できなかった筈である。

とみなされ、良房が応天門の変を謀つて良相の横槍を封じる事に成功して初めて、高子の入内が実現したのだとされた。「徳望が篤く、実母姉の太皇太后・順子の親愛をいたく蒙つて」いた辣腕の弟、良相を奸計を用いて失脚させる程、高子の入内は難事業だったのであり、かつ、絶対成し遂げねばならない課題であつた。

右大臣が娘の処遇を思うに任せなかつた「憚り」とは、良房が良相に対して感じていたのと同様の脅威であり、右大臣が恐れたのは外孫の朱雀帝ではなく、対峙する党派の左大臣家やその背後にある桐壺院の発言権であつたらうと思われる。しかし、朱雀朝の初期、桐壺院崩後の政情はおおよそ次のようなものであつた。

帝は、院の御遺言違へず、あはれに思したれど、若うおはしますうちにも、御心、なよびたる方に過ぎて、強きところ、おはしまさぬなるべし。母后・祖父大臣、とり、にし給ふ事は、え背かせ給はず、世のまつり事、御心になはぬやうなり。(一一三八一)

この殿へ源氏Vの人ども、又おなじさまに、辛き事のみあれば、世(の)中、はしたなく思されて、こもりおはず。左の大臣も、おほやけ・わたくし引きかへたる世の有様に物憂く思して、致仕の表、たてまつり給ふを、(中略)こもり居給ひぬ。今は、いとゞ一族のみ、かへす、築え給ふ事、限りなし。(一一四〇五、八V内著者)

右大臣とその陣営に取り籠められた朱雀帝がこうまで癒着しては、左大臣や源氏に許された発言権はたかが知れている。今や右大臣は除目を牛耳り、左大臣を辞職に追い込めるほどの大権力者なのであり、桐壺院の監視下はともかく、その崩後、良房にとつての良相の如く、右大臣が臘月夜に女御の名を備えさせるに憚るべき人物は政界にはなかったと思えるのである。更に、朱雀帝は外姨である臘月夜的美貌や親しみ易い性質は見知っていたであろうし、恐らく心惹かれてもいたであろうから、彼女を女御に迎える事は帝の本意でもあったと類推される。賢木巻で桐壺院の眼から開放された臘月夜が、御匣殿から尚侍へ昇進するのは異なる道筋を通っ

て御匣殿から女御へ到る構想上の可能性が若干残されていたと私が考えるのは、こうした作者の書きぶりを素地にしての事である。

作者がこれら二つの、御匣殿臘月夜にとって歴史的に妥当と思われる選択肢を捨てて、敢えて新たに「今上妃的尚侍」という未曾有の概念を打ち出して来た思惟とは果たして何なのであろうか。すなわち、入内中止と女御宣下とは構想の何処にそぐわずに斥けられたのか。今度は、その事を検討してみよう。

臘月夜が物語の中で演じた役割としては、まず源氏の須磨蟄居の要因という事が言われているが、須磨巻以降では、朱雀帝に仕えながら源氏への愛欲を断ち切れぬ臘月夜の精神史が追跡され、味わい深い緯糸になっている事も見逃せない。これは無論、おしなべての三角関係として創作されたのではなく、朱雀帝と源氏とが異母兄弟である事実を道具立てにしたプロットであるから、臘月夜が朱雀帝の手に帰するには掖庭の人となるしかなく、「入内計画の断念」はこうした障害によつて論外であつたのだろう。

また、もし臘月夜が「憚り」を捨てて正式に入内し、女御の号を授かつたと仮定すると、今度は立后の問題が浮び上がってくる。臘月夜は出自や後見で人後に落ちる事はないし、朱雀帝の寵愛も後宮随一である。過去の艶聞を抹消する事は出来ないが、女御になった時点でそれはひとまず克服してい

高い女性の住居にあてられるというのは、主として後宮殿舎の配置によると思われる。この二殿は同じく四面七間の広さを持つが（注十九）、登花殿は弘徽殿の北隣に位置し、つまり天皇の常御所である清涼殿とは弘徽殿を隔てている。皇妃はなるたけ天皇の近くに曹司を持つ方が往來に至便であるし、御寵を受ける上にも有利である。よって、史実を見ると、平安時代の歴代の皇后（中宮）がほとんど弘徽殿か飛香舎（藤壺）を直廬とし（注二十）、また、皇后でなくても、最も早く入内した妃や有力な妃がこれらを与えられることが目立つて多い。清涼殿を核として遠心的に皇妃達の殿舎が取り巻くこのような価値意識は、桐壺巻に於いて、皇后位を争う二人の皇妃が弘徽殿、飛香舎に住み、逆に後見弱く、徹底して被害者となる桐壺更衣の淑景舎が内裏の北東の隅にあって、清涼殿から最も遠かったという設定とも符合しているのである。

こうした事実から推して、弘徽殿大后の凝華舎移御が臘月夜の尚侍就任以前に行われなかったのが、ただ、大后の参内の頻度だけの問題ではあるまいと思われる。臘月夜の御褒奉仕が正確にはいつ始まったにせよ、もし、諸般の条件が揃えば、大后は少しでも早くに臘月夜を弘徽殿に移して優遇しようとした筈である。しかし、それが実現しなかったのは、御匣殿別当であった臘月夜が恐らく従四位であって位階の上でも女御を超えず、弘徽殿の女主人となる資格を備えていなか

った為であろう。だから、大后はこの妹を身近い登花殿に置き、せめて尚侍に欠員が生じて、臘月夜に三位を授けられる機会を窺っていたのであつたらう。

ところで、今、仮に、花宴巻での予定通り臘月夜が東宮へ入内したとすると、東宮の踐祚後、臘月夜が女御宣下され、弘徽殿に住んだと推定出来ないだろうか。というのは、桐壺朝を引き継いだ朱雀朝の後宮は、藤壺中宮の異母妹（女三宮の生母）が飛香舎に、そして弘徽殿大后の同母妹臘月夜が弘徽殿にあるという、謂わば妹が姉の曹司を継承するという構図を基調にして築かれているからである。

この後宮では、上記二人の他に承香殿にやがて国母となる鬚黒妹、麗景殿に右大臣の孫女がいて、女御の曹司によく用いられる殿舎は概ね塞がっている。作者の構想の中に、飛香舎と弘徽殿との二つの流れが意識されており、臘月夜が尚侍になるまでの空白の期間にも、それは表面に現われない架空の下絵として潜伏していたと考えるべきであろう。そして、それが、名称の妥当性はさておき、「登花殿の御匣殿別当」であった臘月夜が今上妃の尚侍に就任する時点で具現され、「弘徽殿の尚侍」として描き始められる事こそが重大な意義を孕むのだと述べたいのである。

臘月夜の前任尚侍は桐壺院の崩御を悼んで辞職したが、院の死は右大臣家により揺るぎない権力と繁栄を招来するものであった。自家葉籠中の朱雀帝を思うままに操る為には、帝

が畏敬する院の発言を封じる事が不可欠だったからである。そして、この政局の分岐点に於いて、臙月夜はついに弘徽殿の住人となる。名称は女御ではなく、よって立後の資格は有しないが、位階は女御を凌ぎ、待遇もそれに準じ、所生皇子の立坊にも支障はない。これは、本来の今上妃(弘徽殿女御)となる筈であった臙月夜が喪失した女御の名に肉薄する様をはっきりと示しているのである。作者は臙月夜から皇后冊立の可能性だけを引き抜いた後で、元の素描通り彼女を弘徽殿にはめ込んで、二つの後宮にまたがる飛香舎と弘徽殿との構図を完成したのであった。

桐壺院崩御、そして「むもれたりつる」臙月夜の華やかな軀身——これは、政界の様相や源氏を巡る女性関係の転換の巻とされる賢木巻の典型的な一断章である。そして、それは外戚政治を確立して行く右大臣家の躍進と絡めて語られた。無論、臙月夜の尚侍就任は不本意な結果ではあったが、その胎に次の東宮を待望し得る段階にまで漕ぎつけたとも換言出来よう。臙月夜がともかく閨閣体制の存続に向けて機能する為に、弘徽殿の回復、そしてそれに到る登花殿での「むもれ」は決して省筆出来ないものだったのである。

結び

繰り返す事になるが、「今上妃的尚侍」は源氏物語作者が新しく創造した女官の相であり、歴史には先にも後にも「今上妃的尚侍」は現われなかった。しかし、作者は史実を無視して後宮制度を作り変えたのではなく、尚侍が皇妃の称号になりつつある足音、時代のダイナミズムとでもいふべきものを敏感に察知し、きわめて巧妙に取り入れたのであった。当時の読者として、この創作にさほどの違和感を覚えはしなかったであろう。「今上妃的尚侍」はまるで宮廷の常識の如く後宮に紛れて、尚侍に燕寝奉仕の可能性がある事は、玉鬘や鬘黒次女の尚侍任官の折に吟味されている。しかし、それは、臙月夜を後宮で扱う複雑な手順の顛末を、それを見聞した者達の意識として継承しているだけであって、歴史に対する作者の積極的な姿勢が、臙月夜造型で生成された「今上妃的尚侍」を滑らかに物語世界へ吸収させてしまったのである。

補注

- (一) 引用した本文は、すべて『日本古典文学大系 源氏物語 一〜五』(岩波書店)による。
- (二) 尚侍二人。掌供奉尚侍。奏請。宣傳。檢校女孺。内外命婦。朝參。及禁内禮式之事。(『国史大系23 合集解』昭和四十一年)

(三) 『群書類従 第二十六輯雑部 (禁秘抄)』(昭和

五十五年)

(四) 『群書類従 第五輯官職部』(昭和五十五年)

(五) 『源氏物語の史的空間』(東京大学出版会、昭和六十年)所収。

(六) 妍子は三条天皇踐祚より遅れること二カ月の寛弘八年八月に従二位尚侍から女御となる。また、妹の威子は、後一条天皇より九歳の年長ということもあり、その登位後も尚侍(のち兼御匣殿別当)として数年を経たが、寛仁二年三月、天皇の元服直後に入内すると、翌四月には早くも女御となる。これらをもって、彼女らの尚侍就任が、天皇の東宮時代、もしくは少年時代の、どうしても女御になりえない時期に限られた称号であり、わずかな「今上妃的尚侍」の時間がなんら実質的な意味を持たなかったことは自明であろう。

(七) 例えば、師輔女安子は天慶三年に東宮妃となったが、数年間は女御となることなく、同八年四月に東宮が即位して村上天皇となるやいなや、翌月に宣下を受けているし、同様に、伊尹女懐子は東宮(冷泉天皇)の即位後四カ月で女御となった。また、済時女城子は東宮(三条天皇)との間に後の小一条院をはじめ多くの皇子女を儲けながら、登位の二カ月後に尚侍妍子とともに女御、従四位下に宣下されるまで、入侍以来十年余り無位であった。すなわち、東宮妃の社会的地位は極めて不安定なことが多く、惣子の父兼家や妍子、威子の父道長が入内する娘達に尚侍の持つ公的な権威を授け

ようとした経緯はたやすく理解されるのである。

(八) 女御で二位を与えられたのは、班子女王(光孝女御、宇多母)、藤原穂子(醍醐后、朱雀、村上母)、藤原安子(村上后、冷泉、円融母)、藤原懐子(冷泉女御、花山母)らである。いずれも、従二位で、所生皇子の東宮時代のことである。

(九) 『史料大成 権記 一』(内外書籍、昭和十四年)

(十) 『大日本古記録 御堂関白記 上』(岩波書店、昭和二十七年)

(十一) 『国史大系 26』(昭和四十年)

(十二) 時子一剋自滝口到東宮息所曹司踏舞「弘徽殿」次尚侍曹司「飛香舎」次承香殿息所曹司「麗景殿」次克明親王直盧「昭陽舎」(『紫明抄・河海抄』角川書店、昭和五十三年)(「」内は割注)

(十三) 行幸巻において、冷泉帝は尚侍不在の内侍司のありさまを「尚侍に宮づかへする人なくては、かの所のまつりごとしどけなく、女官なども、おはやけ事をつかうまつるに、たづきなく、事みだる、やうになむありけるを。」と語っているが、これは心惹かれる玉鬘の出仕を促す為の言葉であることを割り引いて読まねばならない。実際、朧月夜が朱雀帝讓位とともに内裏を退いてから九年間、尚侍が欠員となっていたのであれば、自ずから尚侍が内裏の運営に不可欠でないことを示唆しよう。

(十四) 『栄花物語(日本古典文学大系)』は、東宮敦良親王(後朱雀天皇)の妃で、尚侍のまま女御にならず、東宮の踐祚以前に夭折した道長女嬋子のことを、「東宮(の)女御」と二度(おむがく巻、布引の滝巻)呼んでいる。勿論、成立はやや下るが、皇妃的尚侍と皇妃とのイメージの癒着のあらわれとして考慮しておくべきであろう。

(十五) 三日丙寅。大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨。(中略)太政天皇尤鍾愛。弘仁五年。特蒙明詔。諸皇子未為親王者。皆賜姓源朝臣。(『三代実録』貞観五年正月三日条)

戊午。皇子源朝臣信。弟弘。常。明。女貞姫。潔姫。全姫。善姫等八人。(『日本後紀』卷廿四弘仁六年六月十九日条)

(十六) 『王朝の映像 平安時代史の研究』(東京堂出版、昭和四十五年)所収。

(十七) 「源氏物語における王統思想」―秋好中宮を中心に―(『平安文学研究』五十九輯)、「源氏物語における王統思想」―藤壺中宮の位相―(同六十輯)、「源氏物語における王統思想」―明石中宮の位相―(『平安時代の歴史と文学 文学編』昭和五十六年、吉川弘文館)

(十八) 本文は『日本古典文学大系 宇津保物語 二』(岩波書店)による。

(十九) 但し、『大内裏図考証』によれば、内部の構造はかなり違っている。

(二十) 作者の時代に近い平安中期では、当初一条天皇の唯一の妃であった皇后(当時は中宮)定子が登花殿を常御所としていたことを例外にあげるのみである。

(本学大学院博士前期課程)